

SABO NEWS LETTER

第 102 号【発行日】平成 22 年 4 月 16 日（金）【発行】（社）全国治水砂防協会

目 次

1 . 目次・行事予定	1
2 . 新年度を迎え、会員の皆様へのお願い （全国治水砂防協会理事長 岡本正男より）	2
3 . 国土交通省砂防部長よりご挨拶	5
4 . 国土交通省砂防部組織概要（H22.4.1 現在）	6
5 . 国土交通省砂防部配置図（H22.4.1 現在）	7
6 . 「地震・火山砂防室」の発足	8
7 . 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律案の一部を改正する法律案	9

行 事 予 定

（国土交通省砂防部）

- 5/18 全国直轄砂防関係事務所長会議（三田共用会議所）
全国砂防主管課長会議（三田共用会議所）

（全国治水砂防協会）

- | | | | |
|------|------------|---------|--------|
| 5/12 | 監事会 | （砂防会館本館 | 特別会議室） |
| 5/18 | 評議員会 | （砂防会館別館 | 六甲会議室） |
| | 代表参与会 | （砂防会館本館 | 特別会議室） |
| | 理事会 | （砂防会館別館 | 霧島会議室） |
| | 参与会 | （砂防会館別館 | 穂高会議室） |
| | 直轄事務所長連絡会 | （砂防会館別館 | 立山会議室） |
| | 賛助会員情報連絡会議 | （砂防会館別館 | 霧島会議室） |
| 5/19 | 第 74 回通常総会 | （砂防会館別館 | 利根会議室） |

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館内
電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

新年度を迎え、会員の皆様へのお願い

(社)全国治水砂防協会
理事長 岡本 正男

会員の皆様には、大変お世話になっております。平成22年度は、行政の仕組みが大きく変わりました。劇的と言っていいほどに。それに伴って砂防協会活動内容や方法についても変えていかなければなりません。特に**対応が急がれる活動**についてのお願いが、会員の皆様にあります。

1. 補助金から交付金になります、砂防要望の決議や要請を各支部で

・昨年度までは、都道府県の砂防事業が国の補助金で行われていました。つまり、都道府県が、国から決められた事業費（補助金）に合った事業実施予定箇所を国に申請し、それらを国が査定して事業が行われてきました。

・今年度からは、殆どの補助事業は**交付金制度**になります。従来の補助金制度で行われるのは、当該年度に発生した災害対応を緊急に実施する必要がある緊急事業や激特事業等に限られます。交付金の名称は社会資本整備総合交付金となり、国交省の従来の補助金は、4グループの交付金に分類されます。砂防、地すべり、急傾斜の砂防関係事業は「水の安全・安心基盤整備」グループに入り、河川、海岸、下水道の各事業と仲間になります。

・都道府県は、水グループのそれぞれの事業の実情を勘案して、3年から5年の交付金実施計画を作成し、国に提出して事業を実施することになります。正に、地方が決めた通りの箇所で事業が行われる仕組みになります。そこで、人命を守り地域の活性化に資する砂防事業の促進を図るためには、会員の砂防に対する要望を都道府県議会や知事に上げないと、反映されなくなる恐れがあります。

・各支部において、総会等で支部の実情を踏まえた砂防要望の決議を行う等、都道府県等に働きかけて行っていただきたい。

(次頁へ続く)

2. 併せて、直轄砂防の存続も、各支部で決議や要請を

・直轄砂防は、従来通りの仕組みで事業が進められます。が、3月23日全国知事会で「国の出先機関の原則廃止に向けて 中間報告」の中で、直轄砂防の工事・維持管理の事務が地方整備局から地方へ移管するものとされています。また、今後検討すべき課題として、「直轄砂防の工事・維持管理については地方に移管する事務に仕分けしているが、今後更に検討する。」とされています。

・砂防法に基づいて砂防事業が実施されていますが、その主体は補助砂防事業です。

例外規定として、直轄砂防工事が出来るとされており、砂防法では砂防設備が

他府県の利益を保全するため必要となるとき
 其の利害関係が一都道府県に止まらないとき
 其の工事至難なるとき
 其の工費至大なるとき

に限られています。

そして、直轄砂防工事の所期の目的が達成されれば、速やかに都道府県に引き継ぎを行っています。また、直轄工事がされる時は、都道府県知事から強い要請があることを踏まえ着手しています（下表参照）。

（直轄砂防）

都道府県	災害発生年	直轄施行年	施行地	引継年
岩手県	1947 (カスリン台風) 1948 (アイオン台風)	1950	北上川	2002
神奈川県	1923 (関東大震災)	1924	相模川	1942
神奈川県	1923 (関東大震災)	1924	酒匂川	1968
神奈川県	1923 (関東大震災)	1924	早川	1938
三重県	1938 (豪雨災害)	1945	鈴鹿川	1969
島根県	1943 (台風災害)	1950	斐伊川	1961
宮崎県	1945 (枕崎台風)	1950	沖水川	1973

（次頁へ続く）

(直轄地すべり)

都道府県	施行地	直轄施行年	引継年
新潟県	赤崎地区	1981	2006
岩手県	下嵐江地区	1963	2006
山形県	黒淵地区	1979	2005

(近年、直轄施行を行った地区)

災害発生年	場所等	事象	要請者	直轄施行年
1990	長崎県雲仙普賢岳	火山爆発	長崎県知事	1993
1999	広島県西部	豪雨災害	広島県知事	2001
2004	新潟県中越地震	天然ダム	新潟県知事	2004
2008	岩手・宮城内陸地震	天然ダム	岩手県知事 宮城県知事	2008
2009	山形県鶴岡市七五三掛地区	地すべり	山形県知事	2009
2009	山口県防府地区	豪雨災害	山口県知事	2009

また、近年の大規模な土砂災害の実態を踏まえ「土砂災害防止法」の改正案が現在国会に提出されております。その内容として、重大な土砂災害が急迫している場合において、避難に資する情報を提供するとともに、国と都道府県の役割分担を明確にして、高度な技術等を要する調査については国でおこなうことを定めるなどの趣旨と聞いております。

このように、法律、事業の歴史と実態、そして今後も決して減少することのない土砂災害の発生件数と大規模化・多様化を考えると、確かな技術力を有している直轄砂防の存在、つまり地方整備局の存在は、会員にとって信頼できる強力な組織ではないでしょうか。

災害の実態を知ることなく、国の出先機関廃止と一律に論じることに大きな不安を感じます。

直轄施行がされていない支部であっても、いつ発生するかもわからない大規模災害に対して被害を最小限に食い止めるために、直轄施行の意義を理解していただき、決議や要請等をもって、しかるべき機関への働きかけをお願いします。

国土交通省砂防部長よりご挨拶

会員の皆様へ

土砂災害と地域の再生

新年度がスタートしました。東京は桜の開花は早かったものの、その後の冷え込みで比較的長い花見を楽しむことができました。桜前線はこれから日本列島を北上しますが、平成16年の大規模な土砂災害を蒙った長岡市山古志や、平成20年の岩手・宮城内陸地震の被災地一関市や栗原市等、土砂災害の被災地の皆様の桜を待つ思いはひとしおのこととと思われます。

土砂災害の被災地の人々に思いを巡らしますと、災害後の暮らしの再生をどうして行くか？が大きな課題ではないでしょうか。被災地の砂防工事は進捗し、時間の経過と共に被害の爪痕も消えていきます。住宅の復興も順調に進んでいるように見えます。しかしながら、暮らしの再生はまさに現在進行形なのです。被災地では産業や資産、介護や教育等多くの課題を抱え、暮らしの再生に取り組まれていることでしょう。

ところで、昨年度の「土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文」コンクールの作文・中学生の部の最優秀賞は、平成9年7月の鹿児島県出水市針原の土石流災害（死者21名、破壊家屋19棟）に0才で遭遇した山崎聖南さんの作品「生きていることに感謝」¹⁾でした。山崎さんは土石流に流された、当時同じ0才だった犠牲者の名前が刻まれた碑文により、自分のことや家族、集落のことを知り、そこからお爺さんやお父さんの災害時の活躍や、その後の長い復興の道程を知ります。こうした中から地域や家族を愛すること、そして自分が生きることの意味を深く考えるようになります。

作文は、砂防が土砂災害対策工事のみでは無く、土砂災害防止の情報や教育、生活の場としての地域の復興・再生・振興、更には人格形成にまで深く関わっていることを教えてくれます。

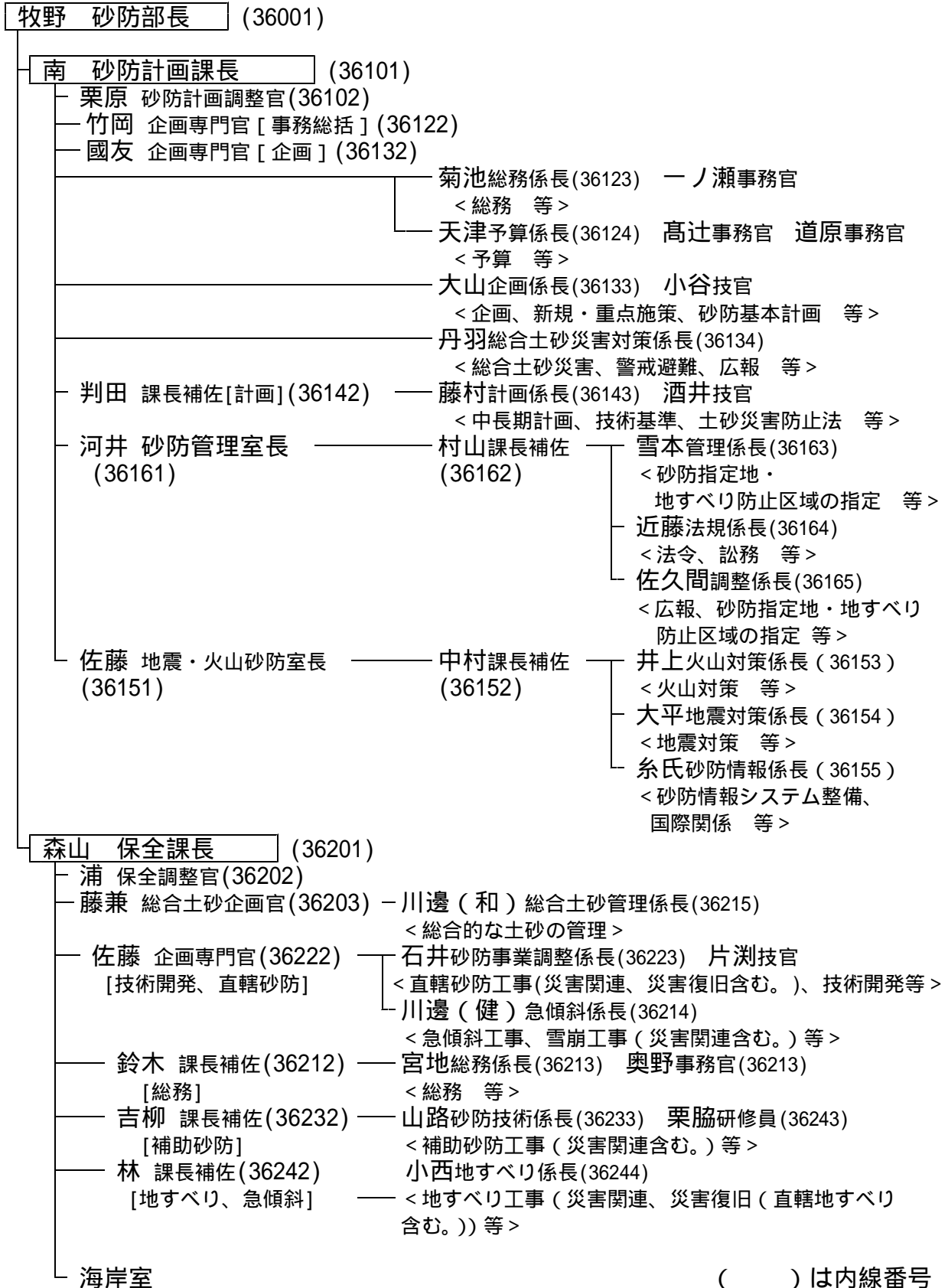
新年度がスタートし、砂防事業においても「社会資本整備総合交付金」が新たに始まります。（社）全国治水砂防協会会員の皆様におかれましても、砂防が地域で成す役割を充分認識され、新交付金が砂防の所期の目的を達成するよう活用されますことお願い申し上げます。

砂防部長 牧野裕至

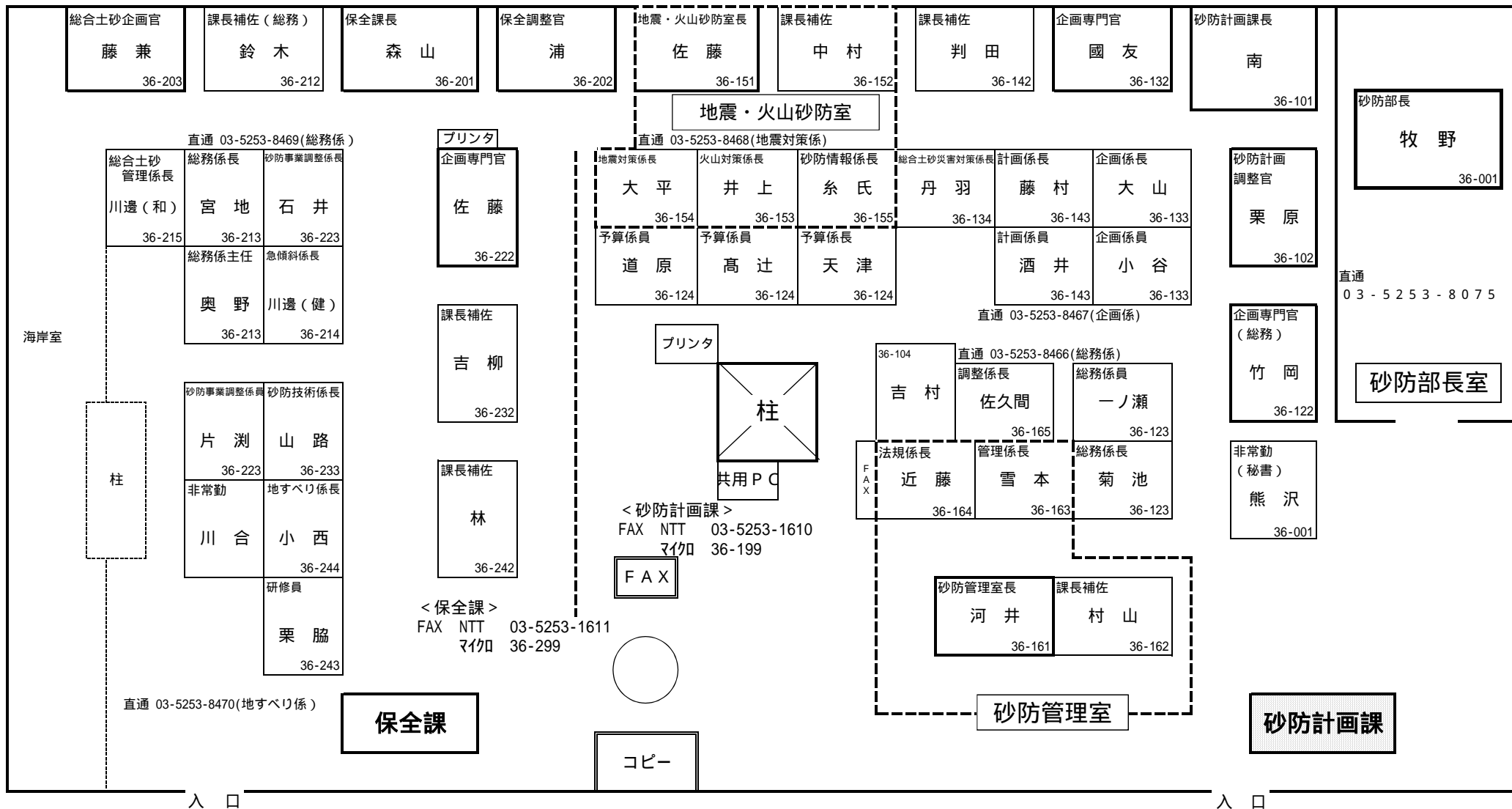
1) 砂防部 HP からご覧になれます。 http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000821.html

国土交通省砂防部組織概要

H22.4.1現在



() は内線番号



砂防部配置図

「地震・火山砂防室」の発足

4月1日、砂防部（砂防計画課内）に「地震・火山砂防室」が発足。室長（佐藤一幸）、課長補佐（中村圭吾）、火山対策係長（井上和久）、地震対策係長（大平知秀）、砂防情報係長（糸氏敏郎）の5名体制でスタートします。

近年、中越地震（2004）や岩手・宮城地震（2008）など地震にともなう大規模土砂災害が立続けに発生し、天然ダム形成と大規模土砂災害対策が注目されています。

一方、浅間山が平成21年2月に噴火したほか、桜島は噴火が頻発しており、火山噴火にともなう土砂災害が心配されています。

このような背景のなか、地震と火山噴火に関連する土砂災害対策を強化するため、「地震・火山砂防室」が設置されました。

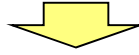
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

背景

岩手・宮城内陸地震(H20)、新潟県中越地震(H16)の際、多数の**天然ダム(河道閉塞)**が形成。天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑りによる大規模な土砂災害が急迫している場合、

- ・ひとたび発生すると**広範囲に多大な被害が及ぶおそれ**
- ・時々刻々と状況が変化し、**リスクの把握に技術力が必要**

課題



大規模な土砂災害が急迫している場合について
住民に避難指示をする権限は**市町村**にあるが、技術力が不足し、**避難指示の判断の根拠となる情報を自ら入手することが困難**。このため、**国又は都道府県による技術的支援が必要**。
国と都道府県の役割や関与が不明確。



岩手・宮城内陸地震による天然ダム



当初想定された磐井川下流域の避難対象エリア
(天然ダム(河道閉塞)から概ね20Km)

法改正の目的

大規模な**土砂災害**が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう**国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供**
高度な技術を要する土砂災害については**国**、その他の土砂災害については**都道府県**の**役割や関与を法律上明確化**

概要

大規模な土砂災害が急迫
(天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑り)

今回の追加事項

高度な技術を要する土砂災害については**国**が } **緊急調査を実施**
その他の土砂災害については**都道府県**が }

緊急調査に基づき**被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)**
を**市町村へ通知・一般へ周知**

市町村長が住民への避難を指示(災害対策基本法第60条)等

土砂災害から国民の生命・身体を保護